

## NPO優遇税制の拡充に関する意見書

国民の価値観が多様化する中、ふえ続ける住民のニーズに行政だけで対応することは極めて困難な状況にあります。こうした中、平成10年に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行され、平成13年10月から待望のNPO優遇税制がスタートしたところであります。

しかし、NPO法人に個人や企業が寄附を行う場合、その一定額を所得控除や損金算入の対象とすることができるとする寄附金控除制度を利用できる認定NPO法人となるための認定要件が厳しく、これまで認定された法人は、ごくわずかであります。

よって、政府におかれては、より一層NPO法人を育成・支援し、活動しやすい環境整備を図るため、次の事項を早期に実現されるよう、強く要望します。

- 1 総収入に占める受け入れ寄附金総額が3分の1以上という現行の認定要件を、最初の認定については5分の1に緩和する優遇措置を設けること。
- 2 寄附金に関しては2事業年度を通じて会計処理できることとし、各年度に平均額の寄附があったものとして計上してよいとすること。
- 3 認定NPO法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外のために支出した金額は、公益法人等と同等にその収益事業に係る寄附金の額とみなす、みなし寄附金制度を導入すること。
- 4 複数の市町村で活動という認定条件を緩和し、政令市・中核市及び近年合併されてできた市並びに一定以上の面積の町村については、一つの市区町村の活動範囲でよいとする例外規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年6月28日

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣